

(ストーブ)

第5条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 特殊な構造、燃料、使用状況等により火災予防上危険と認める場合は、不燃材料で遮熱の設備をすること。
 - (2) 不燃材料で造った台上又は不燃材料で覆われ、かつ、底面通気を持たせた台上に設けること。ただし、金属以外の不燃材料で造った床上又は土間に設けるときは、この限りでない。
 - (3) 固体燃料を使用するストーブを不燃材料で覆われた台上に設けるときは、ストーブと台との間に遮熱の設備をすること。
 - (4) 固体燃料を使用するストーブにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。
- 2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第6号、第7号、第11号から第14号まで及び第18号を除く。）の規定を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成14年条例第31号〕

【趣旨】

本条は、移動式を除くストーブの構造について定めたものである。

本条の「ストーブ」とは、放射熱や対流熱で部屋を暖める機器をいい、同様に「移動式を除くストーブ」とは、煙突若しくは排気筒が接続し、又は壁や天井に固定して使用し、簡易に移動できないストーブをいう。

本条は、気体燃料のほか、石炭やコークス、薪、ペレット（木を細かく粉々に砕いて乾燥して圧縮形成した直径6ミリメートル長さ10ミリメートル程度の固形燃料のこと。）などの固体燃料によるストーブを使用することによる様々な火災危険を考慮し、昭和26年の条例制定により本条を設けたものである。

なお、温風を吹き出す機能がついているものは、第3条の4に定める温風暖房機の規制対象となり、サウナの熱源として使用するものは、サウナ設備としての規制対象となる。

【解説】

1 ストーブによる火災危険（例）

ストーブを設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	薪ストーブを使用した際、本体下部に穴が開いた状態であったため、火の粉が床板上に落下して着火する。	・不燃材料で作った土台上に設置すること。
□	薪ストーブの扉を開放したまま放置し、扉から飛散した火の粉により付近に置かれた段ボール等に着火した後、時間経過に伴って周辺の薪に燃え広がり火災化する。	・適正な可燃物との離隔距離を確保すること。
□	半密閉式石油ストーブの吸気フィルターにほこりが堆積したことで、燃焼筒内で不完全燃焼が起これ、発生した可燃性未燃焼ガスに引火し火災化する。	・周囲の整理、清掃などをすること。
□	ポット式灯油ストーブ前に置かれていた折りたたみパイプいす上にあつた衣類が、ストーブの輻射熱により発火し、火災化する。	・適正な可燃物との離隔距離を確保すること。

【第5条（ストーブ）】

ストーブによる火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心してストーブを使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 ストーブの構造の基準（第1項関係）

- (1) 特殊な構造、燃料、使用状況等により火災予防上危険と認める場合は、不燃材料で有効に遮熱できる構造にする。
- (2) 金属以外の不燃材料で造った床上又は土間ではない場所にストーブを設置する場合は、不燃材料で造った台上又は不燃材料で覆われ、かつ、底面通気を持たせた台上に設置する。
- (3) 固体燃料を使用するストーブを不燃材料で覆われた台上に設けるときは、ストーブと台との間に有効に遮熱する措置を講じる。
- (4) 固体燃料を使用するストーブにあつては、たき殻受けを付設する。
- (5) たき殻受けは、落火を受け、取り出すときに落ちるたき殻を受けるために、通常は、ストーブ本体の底部又は前部に設けられているが、これは必ず不燃材料で造られたものでなければならない。

3 その他ストーブの位置、構造及び管理の基準（第2項関係）

- (1) 第1項に定めるもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条（炉）の規定を準用している。ただし、第3条第1項第6号、第7項、第11項から第14項まで及び第18号オの規定は除くものとする。具体的に準用される規定の概要は、以下のとおりである。各規定の詳細は、第3条【解説】を参照すること。

ア 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。（第3条第1項第1号関係）

イ 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。（第3条第1項第2号関係）

ウ 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。（第3条第1項第3号関係）

エ 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。（第3条第1項第4号関係）

オ 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。（第3条第1項第5号関係）

カ 地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。（第3条第1項第8号関係）

キ 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。（第3条第1項第9号関係）

ク 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第3条第1項第19号の2アに掲げる装置（炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置）を設けたものにあつては、この限りでない。（第3条第1項第10号関係）

ケ 固体燃料を使用するストーブにあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。（第3条第1項第15号関係）

コ 固体燃料の灰捨場及び燃料置場について、灰捨場の不燃及び飛散防止措置、多量の燃料を使用する場合における燃料置場と火源との離隔距離の確保などの措置をとること。（第3条第1項第16号関係）

サ 第18号オを除き、液体燃料を使用するストーブの燃料タンク、配管等の附属設備について、飛散防止、地震による転倒防止、燃料タンクの強度、屋内に設ける場合の措置、有効なる過装置の設置、燃料装置に過度の圧力がかかるおそれのあるストーブに係る異常燃焼を防止するた

【第5条（ストーブ）】

- めの減圧装置の設置などを行うこと。（第3条第1項第18号関係）
- シ 気体燃料を使用するストーブにあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、金属管の使用、ねじ接続、フランジ接続、溶接等による接続方法、差込み接続による場合のホースバンド等での締め付けなどを行うこと。（第3条第1項第19号関係）
- ス 液体燃料又は気体燃料を使用するストーブにあつては、必要に応じ、炎が立ち消えた場合の安全確保装置、未燃ガスが滞留するおそれのあるものにおける点火前及び消火後の未燃ガス自動排出装置、温度が過度に上昇した場合における燃焼の自動停止装置、電気を使用して燃焼を制御する構造等のものであるものにおける停電時の自動燃焼停止装置などの安全装置を設けること。（第3条第1項第19号の2関係）
- セ 気体燃料を使用するストーブの配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。（第3条第1項第19号の3関係）
- ソ 電気を熱源とするストーブにあつては、耐熱性を有する電線、接続器具等の使用及び短絡防止措置、温度が過度に上昇した場合における熱源の自動停止装置などの措置をとること。（第3条第1項第20号関係）
- タ ストーブの周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。（第3条第2項第1号関係）
- チ ストーブ及びその附属設備は、点検できるように設置するとともに、亀裂、破損、摩耗、漏れその他必要な事項について点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。（第3条第2項第2号関係）
- ツ 液体燃料を使用するストーブ及び電気を熱源とするストーブにあつては、第3条第2項第2号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定めるものに行わせること。（第3条第2項第3号関係）
- テ 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。（第3条第2項第4号関係）
- ト 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのあるストーブにあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。（第3条第2項第5号関係）
- ナ 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。（第3条第2項第6号関係）
- ニ 入力350キロワット以上のストーブにあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓、出入口等に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、ストーブの周囲に有効な空間を保有する等火災予防上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。（第3条第3項関係）
- ヌ その他液体燃料を使用するストーブの位置、構造及び管理の基準について、次の規定を準用する。（第3条第4項関係）
- (ア) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関すること。（第35条関係）
- (イ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準等に関すること。（第36条の2関係）
- (ウ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準等に関すること。（第36条の3関係）
- (エ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関すること。（第36条の3の2関係）
- (オ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの技術上の

【第5条（ストーブ）】

基準等に関する事。（第36条の4関係。ただし、第2項第1号、第2号、第4号及び第11号は除く。）

(カ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準等に関する事。（第36条の5関係）

(2) (1)ヌ（第3条第4項関係）は、灯油、重油その他の液体燃料を使用する温風暖房機に係る危険物規制について規定したものである。当該液体燃料は危険物に該当するものであるため、その貯蔵し、又は取り扱う数量が指定数量未満の場合は第4章の該当条項の規制を、指定数量以上の場合は危政令等の危険物関係法令の規制を受けることとなる。



ペレットストーブ



ペレット

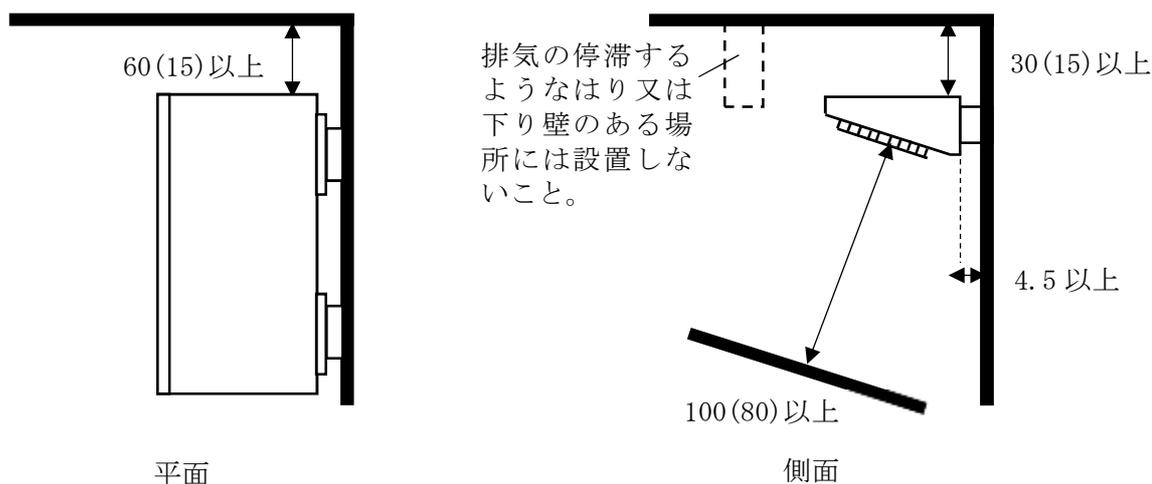


ストーブの例

4 一般的な設置例

一般的な設置例として、「5 離隔距離」の数値（単位：センチメートル）を図で示すと、下図のとおりとなる。

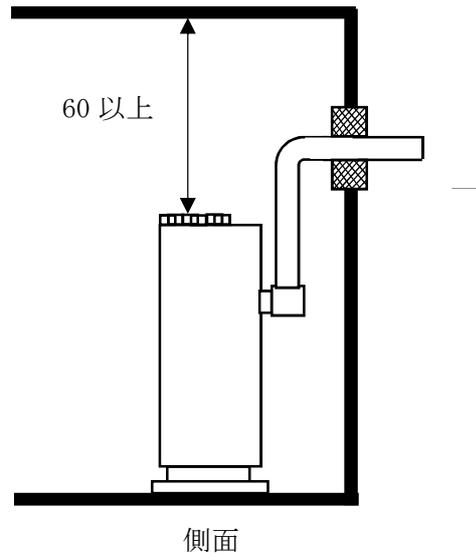
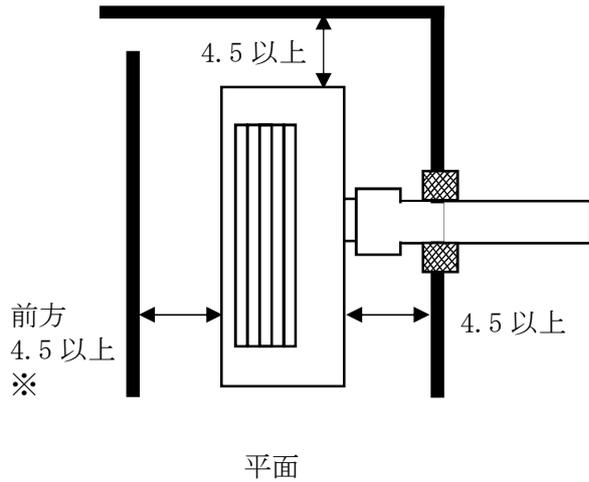
(1) 気体燃料・開放式・バーナーが露出・壁掛け型、つり下げ型（7キロワット以下）



※ () 内の数値は、防熱板取付など不燃措置した場合の寸法（以下、本条【解説】において同じ。）

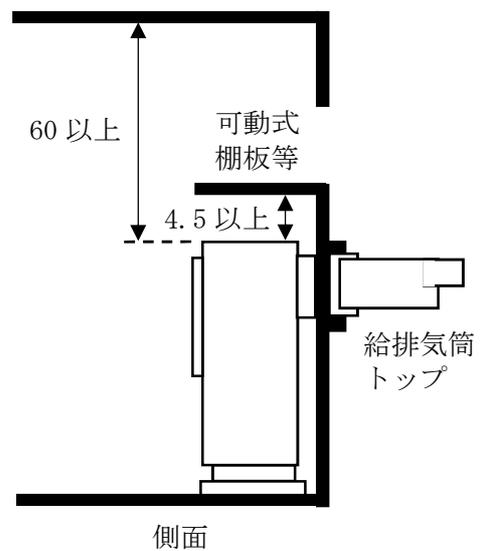
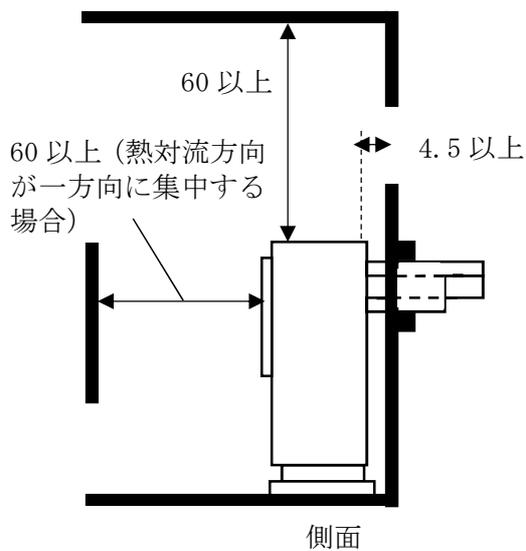
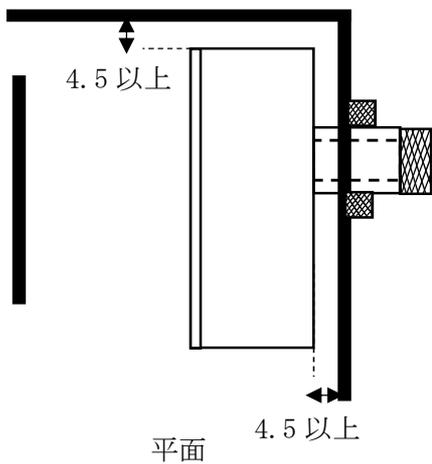
【第5条 (ストーブ)】

(2) 気体燃料・半密閉式・バーナーが隠ぺい・自然対流型 (19キロワット以下)



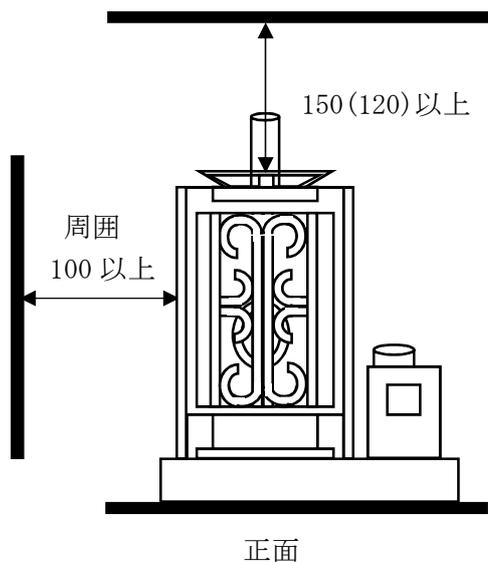
※ 熱対流方向が一方向に集中する場合には、60センチメートルとする。

(3) 気体燃料・密閉式・バーナーが隠ぺい・自然対流型 (19キロワット以下)

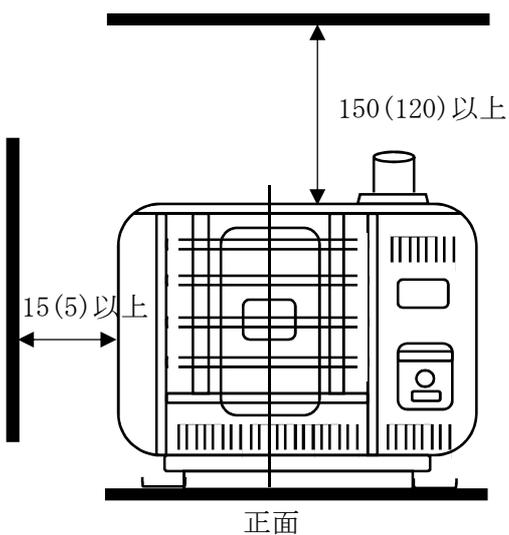


【第5条（ストーブ）】

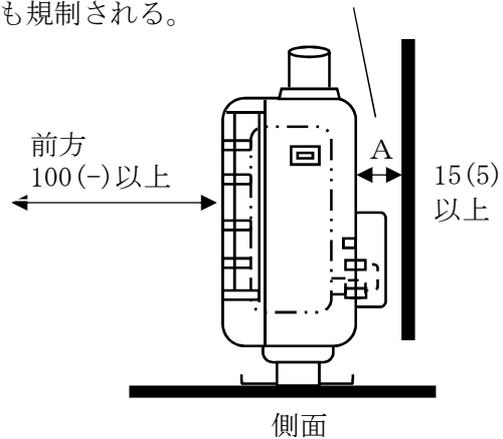
(4) 液体燃料・半密閉式・自然対流型・機器の全周から熱を放散するもの（39キロワット以下）



(5) 液体燃料・半密閉式・自然対流型・機器の上方又は前方に熱を放散するもの（39キロワット以下）



Aは、基準では15センチメートルと定めているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。



5 離隔距離（別表第3関係）

条例に定めるストーブ（移動式を除く。）の離隔距離は、下表のとおりである。

※ 移動式ストーブの離隔距離は、第22条（液体燃料を使用する器具）【解説】を参照すること。

種類					距離（センチメートル）				
					入力	上方	側方	前方	後方
気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5注	4.5
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5注	4.5
液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	150	100	100	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	150	15	100	15
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	120	100	—	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	120	5	—	5
上記に分類されないもの					—	150	100	150	100

注) 熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては、60センチメートルとする。

備考

- (1) 「気体燃料」及び「液体燃料」とは、種類欄に掲げる設備又は器具が、それぞれ気体燃料及び液体燃料を使用するものである場合をいう。
- (2) 「不燃以外」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。
- (3) 「不燃」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。
- (4) 距離（センチメートル）欄の「—」は、種類欄に掲げる設備又は器具の構造、使用実態等から、距離を定めないことを示す。
- (5) 「開放式」とは、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼排ガスをそのまま室内へ排出するものをいう。
- (6) 「半密閉式」とは、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼排ガスを屋外へ排出するものをいう。
- (7) 「密閉式」とは、給排気筒を外気に接する壁などを貫通して屋外に出し、送風機又は排風機によって強制的に給排気を行うものをいう。